

告示第 号

生坂村絆づくり支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自助・共助・公助を基本とし、村民と行政が対等な関係と信頼関係によりそれぞれの役割分担を認識し、協働による村づくりという共有課題に向かって行われる事業で、住民が創意工夫し自主的に企画した事業経費に対し、予算の範囲内で生坂村絆づくり支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 生坂村区振興条例に規定する区及び常会
- (2) 村内に拠点を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を行う5名以上で組織する団体で法人であると否とを問わないが、現に活動を行っていること又は活動体制が整っている団体

(交付対象事業)

第3条 支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域協働の推進に関する事業
- (2) 保健、医療及び福祉の充実にに関する事業
- (3) 教育及び文化の振興に関する事業
  - ア 指定文化財関連施設等の保護・保全・整備
- (4) 安全・安心な地域づくりに関する事業
- (5) 環境保全及び景観形成に関する事業
- (6) 産業振興に関する事業
  - ア 特色ある観光地づくり
  - イ 農業の振興と農山村づくり
  - ウ 森林づくりと林業の振興
  - エ 商業の振興
  - オ 地域の特色及び個性を活かした事業

(7) その他地域の特色を生み出す事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- (1) 生坂村が交付する補助金等の交付の対象となる事業
- (2) 国又は県の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業

- (3) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (4) 分担金又は負担金としての村支出事業
- (5) 宗教的活動に関する事業
- (6) 政治的活動に関する事業
- (7) 公序良俗に反する事業
- (8) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

(交付対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費及び特定財源の額を控除したものとする。

(1) 交付対象外経費

- ア 団体の運営費及び人件費並びに施設の経常的な維持管理経費
- イ 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- ウ 借入金の返済のための費用
- エ 調査研究及び計画作成に係る費用のうち外部に委託する費用
- オ 食糧費（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。）
- カ その他村長が不相当と認める経費

(2) 特定財源

- ア 借入金
- イ 分担金、負担金及び寄付金
- ウ 事業収入
- エ 助成金

(交付対象事業年度)

第5条 同一団体が同一内容の事業を複数年にわたり実施する場合は、原則3年以内を限度として、補助対象とすることができる。ただし、特別な理由により村長が認めた事業についてはこの限りでない。

(支援金の交付額)

第6条 支援金の交付額は、事業交付対象経費の10分の7以内の額とし30万円を限度額として交付する。ただし、同一団体が同一内容の事業を複数年にわたり実施する場合は、補助率を下げるすることができる。

(事業計画書及び申請)

第7条 支援金の交付を受けようとするものは、当該年度の6月30日までに、支援金事業計画書兼交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、第1項の書類の提出があった場合において、別に定める選定基準に照らし支援金を交付することの可否を決定したときは支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請したものに通知するものとする。

3 村長は、支援金について前項の交付（不交付）の決定を行う場合には、選定委員会（以下「委員会」という。）の審査を経なければならない。

（選定委員会）

第8条 委員は、次のとおりとし5名以内で組織する。

- （1） 副村長
- （2） 教育長
- （3） 議会議長
- （4） 区長会長
- （5） 会計管理者

2 委員の任期は、選任を受けた日から当該年度の終了日までとする。

3 委員会に次の役員を置く。

- （1） 委員長1名
- （2） 副委員長1名

4 委員長は、副村長とし、副委員長は教育長とする。

5 委員長は、会務を統括し委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代理する。

6 委員会は、委員長が招集し議長となる。

7 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

8 村長は、必要があると認める場合は、選定委員会と協議し審査に当たっての方針を定めることができる。

（交付の条件）

第9条 次に掲げる事項は、支援金の交付の条件とする。

（1） 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに村長に申請して、その承認を受けること。

ア 事業の実施箇所並びに施設の設置場所、構造及び機能その他事業の主要な内容の変更

イ 交付対象経費の20%以上の変更（入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。）

- (2) 前号のイに規定する入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更にあつては、速やかに村長に届け出ること。
- (3) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに村長に申請して、その承認を受けること。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (5) 前号の財産を処分したことにより収入があつたときは、当該収入の額に交付対象経費について支援金を交付した割合を乗じて得た額を限度として、村に納入させることがあること。
- (6) 事業を行うために締結する契約は、適正な見積書を徴収のうえ締結すること。
- (7) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する村の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

（変更承認申請書等）

第10条 前条第1号から3号までの規定による申請及び届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき 支援金内容変更承認申請（届出）書（様式第3号）
- (2) 事業を中止又は廃止しようとするとき 支援金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき 支援金期間延長承認申請書（様式第5号）

（事前着手）

第11条 交付対象事業は、支援金の交付決定前に着手することはできない。ただし、村長がやむを得ない事由があると認めた場合はこの限りでない。

2 前項ただし書きに該当する場合には、支援金事前着手届（様式第6号）を提出して行うものとする。

（実績報告書）

第12条 事業完了後は、支援実績報告書（様式7号）によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は支援金の交付の決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(交付請求)

第 13 条 支援金の交付決定を受けた者が支援金の交付（概算払いを含む。）を受けようとするときは、生坂村絆づくり支援金交付（概算払）（様式第 8 号）請求書を提出するものとする。

2 支援金の概算払いの請求は、原則として事業の出来高に対応する支援金相当額の 90%以内の額とする。

(その他)

第 14 条 この要綱の実施に関し、不都合、疑義が生じた場合は、その度ごとに村長が決定する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年度分事業から適用する。

様式第1号（第7条関係）

生坂村絆づくり支援金事業計画書兼交付申請書

令和 年 月 日

生坂村長 様

申請者 印

令和 年度において、生坂村絆づくり支援金事業を実施したいので、下記の金額を交付されるよう申請します。

記

申請団体名 (代表者名)			
所在地	〒		
設立年月			
構成員数			
主な取組内容 及び今後の活動			
事業名			
事業内容			
財源内訳	総事業費	内 訳	
		支援金	特定財源
交付を受けようとする支援金の額			
その他			

※申請者が区または常会の場合の所在地は、代表者の住所とし構成員数は加入世帯数とする。設立年月日は不要。

※申請者が地域おこし団体等の場合は必要事項を記入すること。なお、団体概要や活動概要が分かる資料を添付することでも可。

※添付書類

- 1 事業計画図書（状況写真、見積書、位置図、見取図、設計図、設計図書等）
- 2 収支計算書
- 3 その他村長が必要と認める書類

電話番号	
FAX番号	
E-mail	
担当者名	

様式第2号（第7条関係）

番 号  
令和 年 月 日

生坂村絆づくり支援金交付（不交付）決定通知書

様

生坂村長 印

年 月 日付けで申請のあった生坂村絆づくり支援金事業の申請について下記のとおり交付（不交付）決定しましたので通知します。

記

申請団体名 （代表者名）	
事業名	
支援金決定額	

様式第3号（第10条関係）

生坂村絆づくり支援金内容変更承認申請（届出）書

令和 年 月 日

生坂村長 様

申請者 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度生坂村絆づくり支援金事業を、下記のとおり変更実施したいので承認してください（届け出ます）。

記

1 事業名

2 変更の理由

3 変更の内容

区分	変更内容	総事業費	内 訳		
			支援金	特定財源	自己資金
当初計画					
変更計画					

団体名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
担当者名	

（添付書類）変更事業計画図（位置図、見取図、変更設計図等変更内容がわかる書類）



様式第4号（第10条関係）

生坂村絆づくり支援金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

生坂村長 様

申請者 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度  
生坂村絆づくり支援金事業を、下記のとおり中止（廃止）したいので承認してください。

記

- 1 事業名
- 2 事業中止（廃止）の理由
- 3 事業の進捗状況
- 4 事業を中止する期間
- 5 事業実施の見通し

団体名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
担当者名	

※廃止の場合は、1及び2のみ記載してください。

様式第5号（第10条関係）

生坂村絆づくり支援金事業期間延長承認申請書

令和 年 月 日

生坂村長 様

申請者 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度生坂村絆づくり支援金事業実施期間を、下記のとおり延長したいので承認してください。

記

- 1 事業名
- 2 事業が予定期間内に完了しない理由
- 3 事業の進捗状況
- 4 事業期間延長後の完了予定期日

団体名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
担当者名	

様式第6号（第11条関係）

生坂村絆づくり支援金事業事前着手届

令和 年 月 日

生坂村長 様

申 請 者 印

令和 年度において生坂村絆づくり支援金事業実施を要望する別紙の事業について、下記のとおり交付決定前に着手しますので届け出ます。

なお、本件について交付の決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

- 1 要望事業の名称
- 2 事前着手の理由
- 3 着手及び完了予定年月日

団 体 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	
担 当 者 名	

※別紙は、生坂村絆づくり支援金事業計画書兼交付申請書（様式第1号関係）によること。

様式第7号（第12条関係）

生坂村絆づくり支援金事業実績報告書

令和 年 月 日

生坂村長 様

申 請 者 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度生坂村絆づくり支援金事業（事業名： ）を別紙のとおり実施しました。

完了の年月日	
事業の内容、成果	
事業完了に伴う 収 支 決 算 書	
交付確定を受けたい 額	
そ の 他	

（添付書類）

- 1 事業実績図書（位置図、見取図、設計図、設計書等）
- 2 契約書、支出証拠書、給付完了検査書（写し）、写真等事業の実施がわかる書類
- 3 その他村長が必要と認める書類

※事業内容、事業費内訳等については別紙（様式任意）添付での対応も可

団 体 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	
担 当 者 名	

様式第8号（第13条関係）

生坂村絆づくり支援金交付（概算払）請求書

令和 年 月 日

生坂村長 様

申請者 印

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定（交付決定）のあった  
令和 年度生坂村絆づくり支援金事業を、下記のとおり交付（概算払）してください。

記

事業名

金 円

確定額 （交付決定 額）	交付（概算払）額			残 額	請求日現在 出 来 高
	既交付額	今回請求額	計		
円	円	円	円	円	%

※ 支援金の振込先口座

金融機関名		支店名等	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

注) 通帳をよく確認の上、正確に記入してください。